２０１４年5月１５日

機械式立体駐車場の管理者および利用者　各位

日 精 株 式 会 社
メンテナンス本部

「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」について

題記の件、国土交通省より平成２６年３月３１日付にて「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」が発行されました。このガイドラインは、管理者・利用者の皆様に対しましても機械式立体駐車場の安全使用において更なる取組を求めております。

管理者・利用者の皆様におかれましては、下記「管理者の取組」「利用者の取組」をご一読いただき、機械式立体駐車場の安全使用へのご理解とご協力を宜しくお願い申し上げます。

記

「管理者の取組」

・　利用者に対して、正しい操作方法、注意事項の遵守などの書面での説明等を徹底すること。また、これらに関する説明等を受けた者に対して利用を許可すること。
・　不特定多数の人が利用する駐車施設においては、専任の取扱者が操作をすること。
・　「無人確認」等の注意事項は、常に利用者が見やすい位置に表示すること。
・　装置の安全確保ための維持保全を行うこと。装置が正常で安全な状態を維持できるよう、機種使用頻度等に応じて、1～３か月以内に１度を目安として、専門技術者による点検を受け、必要な処置を講じること。
・　装置の安全性を阻害する改造等は決して行わないこと。
・　事故等に備えて対処方法を定めておくこと。また、事故等があった場合には、警察、消防のほか、製造者、メンテナンス業者、設置の届け出を行った都道府県知事等にすみやかに連絡し,記録を残すこと。
・　上記事項を確実に実施するため、管理責任者を選任するとともに、装置の視認しやすい場所に、管理責任者を明示すること。また、具体的な実施方法等について文書に定め、利用者等が閲覧できるようにすること。
・　上記事項に係る業務をメンテナンス業者へ委託する場合には、当該業務の実施主体（責任者）具体的な実施方法等について契約等において別途定め、明らかにすること。

「利用者の取組」

・　ひとたび事故が生じた場合には重大事故等に繋がることを再確認した上で、利用を行うこと。
・　他人の鍵等を使用して操作を行わないこと。
・　ボタン押し補助器具等の不適切な器具を決して使用しないこと。
・　センサー等の設備に委ねることなく、装置内に人がいないことの確認を自ら徹底して行うこと。

・　運転者以外は乗降室の外で乗降すること。やむを得ず幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、乗降室から同乗者が退出したことを必ず自ら確認の上、装置を操作すること。
・　乗降室内に長時間留まらないこと。また、荷物の積み下ろしは乗降室の外で行うこと。
・　保護責任者は、子供が装置に悪戯に近づかないように細心の注意を払うこと。
・　取扱説明等を受けていない者に対して、操作を委ねないこと。
・　酒気を帯びた者は、装置を取り扱わないこと。

国土交通省発行「平成２６年３月機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」より

利用者様への注意喚起として、必要でありましたら添付のチラシを用意していますので、弊社まで請求ください。

以上

機械式立体駐車場での事故にご注意ください!

最近、機械式立体駐車場で、**中に人がいることを確認しないまま駐車装置を操作したため起きたと思われる事故**や、**子どもの予期せぬ行動により起きたと思われる事故**が発生しています。事故が再び発生しないよう、機械式立体駐車場を利用する際は、機械の使用方法を守るとともに、特に次のことに注意してください。

機械式立体駐車場で自動車を入出庫する際は、**運転者以外は駐車場の外で乗降**してください。

駐車装置を操作する際には、機械式立体駐車場の中に**人がいないことを十分確認**した上で操作してください。

駐車装置の操作中は装置から離れず、また、**子どもが駐車場内に近づかない**よう注意してください。

駐車装置の**操作ボタンを器具などで固定し押し続けた状態にすることは絶対に行わない**でください。

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan

国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport

公益社団法人 立体駐車場工業会
http://www.ritchu.or.jp/

機械式立体駐車場での事故に御注意ください！

機械式立体駐車場では、利用者が機械に挟まれ死亡するなどの事故が発生しています。車を載せて動かすために大きな力が働くので、ひとたび事故が生じた場合には、重大な事故になっています。

駐車場を利用する場合には、以下に注意して安全に利用しましょう！また、改めて取扱説明書を確認したり、安全講習等を受けて、車載パレットの動き、操作盤の操作方法、緊急時の対処方法等を確認してください。

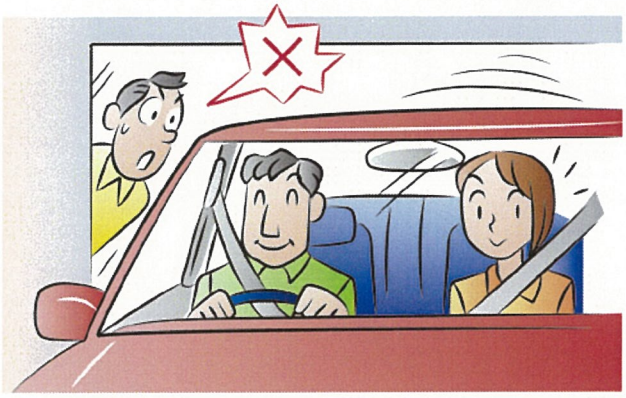

・運転者以外は中に入らないで下さい

運転者以外は装置の外で乗降してください。やむを得ず、幼児等を同乗させたまま入庫する場合には、装置から退出したことを必ず自ら確認の上、操作してください。

・子どもが装置に近付かないように細心の注意を払いましょう

特に機械の操作中に目を離してしまい、子どもの動きに気が付かないことがあります。また、停止しているときでも、装置の隙間に転落する事故が発生しています。子どもとは常に手をつなぎ、目を離さないようにしてください。

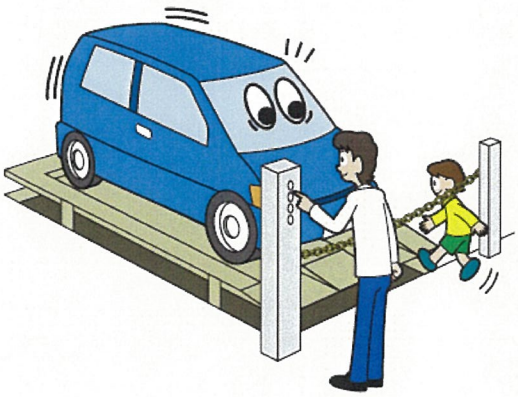

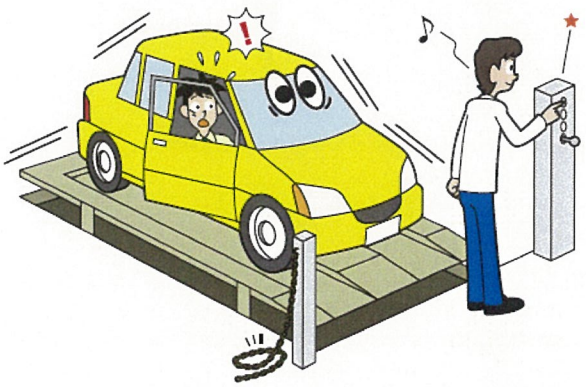

・他人の鍵が挿さっているときは使用中です

操作盤に他の人の鍵が挿さっている場合は、人が装置内に残っている可能性が高いため、絶対に操作をしないで下さい。

二段方式・多段方式の注意点

・死角に人がいるかもしれません。隅々まで確認してください。

操作盤の位置からでは、車の陰になって見えない場所もあります。人が隠れていないか必ず確認してください。

・装置内へ人が立ち入らないようにしてください。

装置の前面にチェーンがある場合は、必ず掛けてください。

・操作盤の昇降ボタンを器具等で固定して使用しないでください。

昇降ボタンを器具等で固定すると、安全機能が働かないため、直ちに停止させることができず危険です。

エレベータ方式の注意点

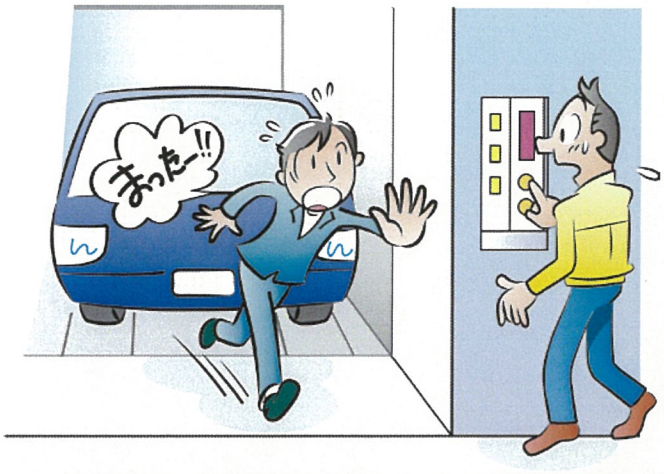

・センサー等に頼らずに、自分の目で装置内に人がいないことを確認してください。

人感センサーは、装置内に人が残っていても感知しない場合があります。また、車内の人は感知できません。そのため、安全装置が働かないこともあります。

・装置内への閉じ込め等、不測の事態が発生した場合には、

① 迷わず、非常停止ボタンを押してください。

② 至急、操作盤に記載されている緊急連絡先へ連絡してください。

機械によっては、僅かな時間で危険な状態になることがあります。あらかじめ、操作盤及び装置内のどこに非常停止ボタンがあるかを確認してください。

消費者庁 Consumer Affairs Agency, Government of Japan
国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure and Transport
公益社団法人 立体駐車場工業会 http://www.ritchu.or.jp/